

(総務委員会)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議

院送付)要旨

本法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限(平成二十二年十二月三十一日)を、平成二十七年三月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。